

〔拾芥抄下本諸教誠〕源信僧都四十一箇條起請

應重禁制條々○中

一 丁寧忍俗敢不可追從○中

已上四十一箇條可如眼精矣、

〔めのとのさうし〕いにしへは、男はれいにあまれ、女はくはしよくにあまれと申せども、今はさのみ上らうとて、あがりたるも見にくし、さりとてまたついしやうがましく、ひとにしたがひかしこまりたるも見にくし、

〔細川頼之記〕頼之將軍○足利義滿近習ノ人々、奸惡ノ人アツテ、幼君ノ耳目ヲマヨハシ、傍輩ノ中ヲモ言サマタゲンコトヲ恐レテ、内法三箇條ヲ作テ在、是掛殿中、以諸人ノ爲戒、

其掟云

一 御近習ノ人々、以賤奸心、仰ニ隨ンガ爲ニ、不善ヲ以善ナリト言上スルコト、大キナル曲事也、又爲貪當座ノ賞、邪曲徒事ヲ申シ進ルコト、無道至極セリ、於傍輩他ヲ惡道ニ引入スル族、於公儀大奸不忠ノ人也、隱謀ノ大罪ニ同ゼン物カ、且ハ天下ヲ亂スノ端也、且ハ幼君ノ怨敵ナリ、何事カ如之哉、可諫不諫、猶尸位也、マシテ同ゼンヲヤ、邪ノ徒事ヲ進奉ランヲヤ、堅可禁之、自今以後、如是ノ族アラバ、早不依親疎、見聞次第ニ、侍所ニ可訴、是尤大忠也、其賞何ゾ淺カラシヤ、並彼於奸人、依輕重、任先代法、可被罰之事○中

右條々堅申定給ヌ、若違犯ノ輩於有之者、貴賤ヲ不論、罪禍可順法者也、仍掟如件、

貞治七年二月二日

武藏守判○中

頼之奸佞ヲ禁ゼラレシカドモ、將軍ノ御前ニ猶奸佞ノ人タヘズ、是ヲ一々禁ゼン事モナリ難ケレバ、日ヲ經テ頼之案ジ出シ、佞坊ト名付テ、法師ヲ六人同ジ様ニ作り出テ、上下ヲ著セ、大小ノ二